



川崎市におけるIR活動の取組

- マーケットとの協働を目指して -

平成21年4月18日

前 川崎市財政局財政部
資金課長 田中俊次

はじめに(本日の説明内容)

1. 地方債をとりまく現状
2. IR活動の概要
3. 川崎市のIR活動
4. マーケットとの協働

1. 地方債をとりまく現状

1-1 地方分権改革と地方債制度

1-2 官から民への流れ

1-3 地方債計画における資金区分の推移

1-4 地方債市場の動向

1-5 財政健全化法による財政状況の開示

2

1-1 地方分権改革と地方債制度

地方分権の推進

地方分権推進計画(平成10年閣議決定)に基づき起債許可制度から協議制度への移行(平成18年度)

国と地方との役割分担の明確化、地域の実情やニーズに適った個性的で多様な行政を効率的に展開
住民に身近な行政を出来る限り身近な地方公共団体において処理する

平成17年度までは地方債の発行は原則禁止



平成18年度からは地方債の発行は自由

地方債協議制度の仕組み

目的

地方公共団体の責任と判断のもと、地方債の発行条件の改善を図るとともに、地方債市場の整備育成、地方債証券の流通性の向上、資金調達方法の多様化や共同発行の促進に努める。

概要

- [1] 地方債を発行する場合には、総務大臣等への協議が必要
- [2] 同意のある地方債に対する公的資金の充当
- [3] 同意ある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入
- [4] 同意のない地方債を発行する場合の議会報告
- [5] 同意基準及び地方債計画の作成、公表

国による関与

■赤字団体、実質公債費比率の高い団体、赤字公営企業等

3

1-2 官から民への流れ

財政投融资制度改革と地方債の市場化の推進

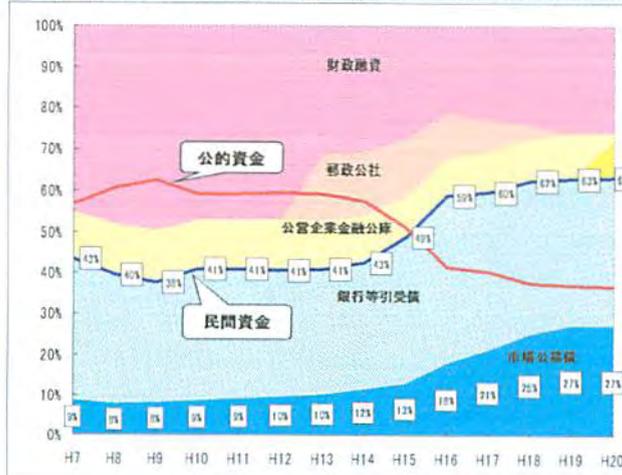
- 地方債計画における公的資金の縮減・重点化
- 公営企業金融公庫の廃止と地方公営企業等金融機構の創設(政策金融改革)
- 郵政民営化と郵政公社資金の廃止
- 市場公募債の拡大と多様化 (市場公募団体の増加、統一条件交渉方式の見直し、発行年限の多様化等)
- 地方自治体の再生型破綻法制整備に向けた議論

- ・地方自治体の財源を支える公的な資金の下支え部分は着実に縮減
- ・自己決定・自己責任に基づく資金調達
- ・民間(地方債市場)からの効率的な資金調達を目指したマーケットとの協働
- ・公的資金の重点配分

4

1-3 地方債計画における資金区分の推移

財政投融资制度改革、公営企業金融公庫の組織改編、郵政民営化などの影響から公的資金による貸付が重点化されてきており、特に大都市に対する公的資金貸付の縮減は顕著



公的資金の下支えは確実に減少

公的資金の重点配分

民間資金の比率拡大

マーケットからの資金調達は不可欠

特に市場公募資金の拡大

5

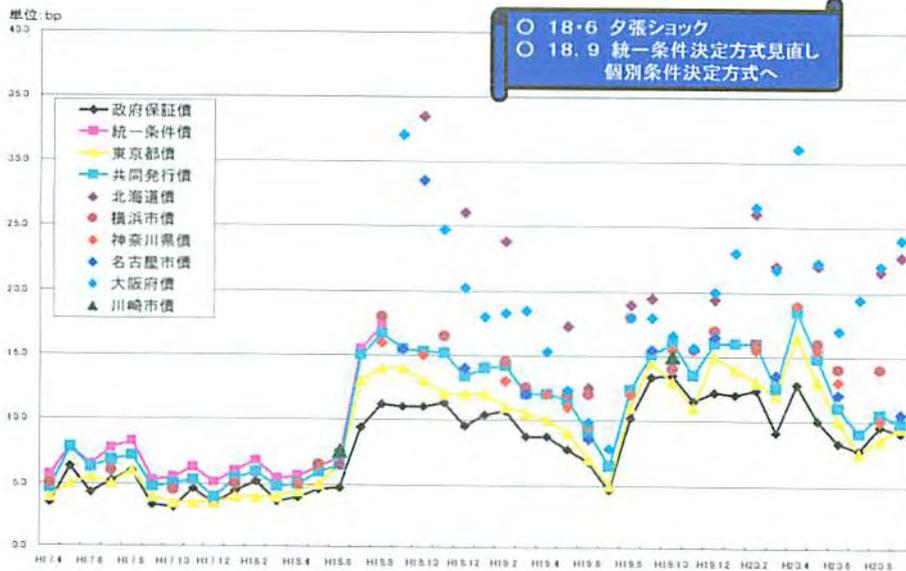
1-4 地方債市場の動向 ～銘柄間格差の拡大と発行年限の多様化～

- 平成13年度まで 全ての団体が統一の条件で発行
- 平成14年4月 2テーブル方式の導入
⇒東京都と他の団体で発行条件に初めて格差
★H14年4月 0.018%の差
- 平成15年度 東京都、横浜市、名古屋市が20年債を個別に発行
東京は30年債も
- 平成16年4月 東京都と横浜市が個別条件交渉に移行
★H16年4月 都債と統一条件債0.01%程度の差
- 平成16年12月 川崎市で15年債（地方債で唯一）を個別に発行
- 平成18年度 神奈川県と名古屋市が個別条件交渉に移行
★H18年4月 都債と統一条件債0.01%程度の差
- 平成18年6月 夕張ショック
- 平成18年7月 日銀のゼロ金利政策の解除
- 平成18年8月 川崎市で30年債を個別に発行
- 平成18年9月 統一条件交渉の廃止
各団体が順次個別条件交渉方式に移行
発行条件において流通市場での個別団体評価が反映
★H18年9月 都債と大阪府債0.20%程度の差 ⇒銘柄間格差の顕在化



6

参考: 発行市場における対国債利回り差の推移(10年債)



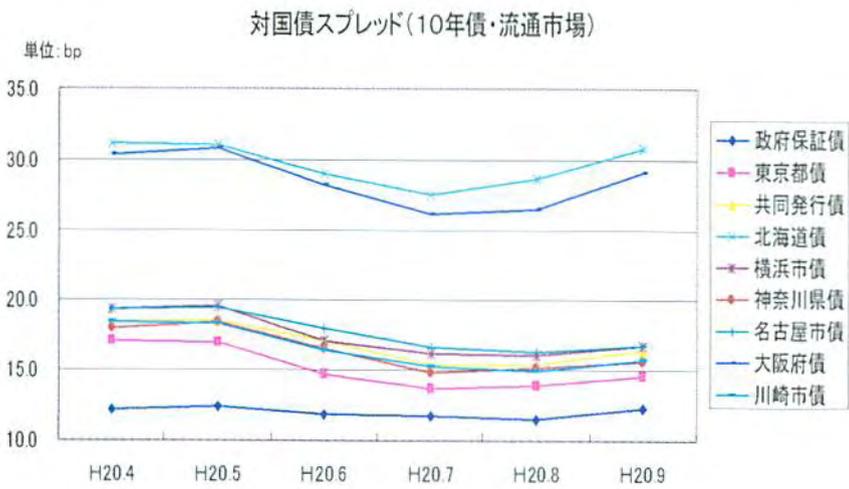
7

参考:流通市場における対国債利回り差の推移(10年債) ①



8

参考:流通市場における対国債利回り差の推移(10年債) ②



9

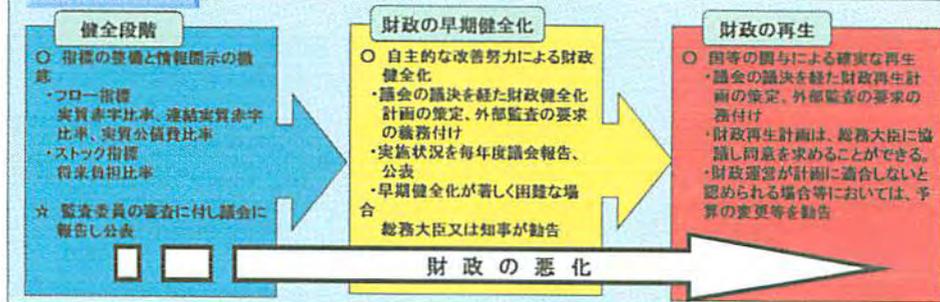
1-5 財政健全化法による財政状況の開示

地方財政再建促進特別措置法

○ 赤字団体が申し出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

- ・分かりやすい財政情報の開示が不十分
- ・再建団体の基準が少なく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック（負債）の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正措置機能がない等の課題

財政健全化法



2. IR活動の概要

2-1 情報提供・IR活動の重要性

2-2 IR活動の現状

2-3 海外IR

2-1 情報提供・IR活動の重要性



IRとは

インベスター・リレーションズ (IR: Investor Relations) は、企業が投資家に向けて経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する活動をいう。日本では「投資家向け広報」とも訳される。

地方債のIR

地方自治体の財政状況、地方債の現状、展望等について情報提供等を行う

投資家の正確な理解を促す
地方債の信頼を獲得、維持、向上

地方債の安全性、金融商品としての有利性の理解

・地方債の保有促進
・市場における地方債の円滑な消化

情報提供、IR活動の更なる充実を図り、発行体と投資家の双方をつなぐ基盤を築き、相互理解を深め、長期的な地方債の信頼を得る

12

2-2 IR活動の現状

1 個別IR

投資家、引受金融機関一同に集まってもらい、発行団体の財政状況等を説明する
平成19年度実績

団体名	開催日	開催地	説明者
川崎市	H20.3.26	東京都	首長
新潟市	H19.11.21	東京都	首長
札幌市	H19.11.20	東京都	首長
京都市	H19.11.8	東京都	首長
神戸市	H19.10.24	東京都	首長
北九州市	H19.10.23	東京都	首長
埼玉県	H19.10.18	東京都	首長
岡山県	H19.10.18	東京都	首長
高松市	H19.10.18	東京都	首長
静岡県	H19.9.7	東京都	首長
福岡県	H19.9.6	東京都	首長
川崎市	H19.8.28	川崎市	首長
神奈川県	H19.8.1	東京都	首長

3 個別投資家訪問

投資家等を直接訪問し発行団体の財政状況等を説明する

2 合同IR

市場公募地方債発行団体が一堂に会し、投資家、引受金融機関等に対し、IRを行う

第7回市場公募地方債発行団体合同IR説明会

開催	市場公募地方債発行44団体・(財)地方債協会・総務省		
開催日	平成20年10月30日(木)		
会場	東京都【虎ノ門バスターミナル】		
参加人数	276人		
主な内容等	説明1(13:00~13:30)	「地方債制度の現状と課題」	経済産業省自治体政策局 地方債課長 藤田 真一郎
	説明2(13:30~13:50)	「地方債の最近の動向について」	川崎市財政局 財政担当課長 田中 啓次
(2)各市場公募地方債発行団体からの説明			

4 その他のIR

ホームページ、説明冊子、広報誌等によるIR

13

2-3 海外 I R

- ◎ 海外投資家に対する地方債利子の非課税制度の開始
- ◎ 地方債の投資家層の多様化、海外投資家層を拡大

海外IRの実施

- 日 程:10月5日～10月12日
- 内 容:本邦地方債制度説明
共同債、静岡県、京都市、川崎市IR
- 訪問都市:ロンドン
ベルリン
フランクフルト
パリ
ダブリン
- 概 要:地方債の流動性、破綻法制、地方財政健全化法等についての意見交換

ECB本店:フランクフルト



ベルリンにおけるセミナー



金融危機の最中にIRを実施し、欧州の投資家と様々な意見交換を行った。セミナー、個別訪問を通じ日本の地方債についても欧州の投資家は一定の理解をもっており、投資対象として期待されていると感じた。しかしながら、各団体の財政状況などの情報が不足しているため、今後、こうした情報の提供が不可欠である。

14

3. 川崎市の I R 活動

- 3-1 川崎市のIRポリシー
- 3-2 機関投資家・アナリスト向けIR説明会
- 3-3 市民・個人投資家向けIR説明会
- 3-4 個別投資家訪問
- 3-5 IRホームページ・IRニュース

15

3-2 機関投資家・アナリスト向けIR説明会

目的

価格決定力のある機関投資家、セル・サイドのアナリスト等に対して、市長自ら財政状況、経営ビジョン等を説明し、投資安心感を高めてもらう

実施内容

平成14年10月、川崎市内において初めて開催
平成14年10月、第1回合同IRに参加

以降、毎年参加

平成16年3月、川崎市内において市長による説明
平成17年3月、都内において市長による説明

以降、毎年実施

なお、川崎市HPにおいて動画配信も実施

効果等

アンケート結果に見る有益度は90%程度、財政の説明の十分性は60~70%程度
提供が望まれている情報としては、
地下鉄事業、中期財政収支見通し、市債発行&管理、など

18

参考：平成21年3月24日開催川崎市IR説明会



川崎市IR説明会

連絡

- 川崎市は、平成21年3月24日(水)に東京都千代田区の都市センターホテルにおいて、「川崎市IR説明会」を開催しました。
(機関投資家及び市場関係者等、107名の皆様にお集まりいただきました。)
- 市の広報DVDの作成やウェブサイトを刷新し、ますます意欲・発展する川崎の姿をご紹介いたしました。第一節では、副市長が「川崎市の経営ビジョン」について説明しました。
- 第二節では、アナリストの方々が地方債を取り巻く環境についてセミナーパネルディスカッションを行いました。
- 川崎市は、市場関係者の発行に際して、このようなIR説明会を通じた情報開示と投資家や市民の皆様との対話を重視し、行政経営の透明性を高めています。
- なお、当日の提供資料等は、川崎市のIRサイトに掲載いたします。
【IR専用ページURL】 http://www.city.kawasaki.jp/21/IRpage/00main_001.asp

日時：平成21年3月24日(水) 午後4時～5時
場所：都市センターホテル 6階701ホール

次賓：第一節「川崎市の経営ビジョン」	説明：川崎市長	副市長
第二節 パネルディスカッション	司会：山内グループ 取締役	江夏あかね 氏
「地方債を取り巻く環境について」	東京海上火災保険株式会社 取締役	小山 寿史 氏
	川崎市長	副市長
	川崎市副市長	洋橋 隆夫 氏

「質疑応答」

市長による説明に加え、引受金融機関、投資家のアナリストとのパネルディスカッションを行った。

主な議論

- 昨今の経済環境と市場動向を踏まえた発行体と投資家のスタンスについて
- 格付けについての考え方
- 財政健全化指標の活用について
- 川崎市の先端産業集積や環境技術の蓄積を活かした取組のポイントについて



19

3-3 個別投資家訪問

目的

地方債を購入する生保、損保、投資顧問等機関投資家を直接訪問し財政状況等を説明するとともに、川崎市に対する投資家のご意見を直接聴取する。

実施内容

平成18年7月、川崎市初の超長期30年債発行に合わせて実施。以降、超長期債の発行にあわせて、または、投資家等の要請により随時実施。
平成20年度訪問社数 20社

効果等

20年債、30年債の発行をアピールし、投資家動向を把握する。大規模な説明会と異なり、投資家の知りたいことに対しきめ細かく対応が可能。
発行時期、発行ロットなど、投資家の要望を直接聴取できる。

20

3-4 市民・個人投資家向けIR説明会

目的

住民参加型ミニ市場公募債の発行目的や充当事業など、まちづくりに役立ち、ひいては市政参画にもつながる市債が安心・確実な投資先であることの説明責任を果たす

実施内容

平成16年11月、川崎市内において市長の説明により初めて開催
以降、毎年実施
なお、川崎市HPにおいて動画配信も実施
市民向け冊子「財政読本」、「市債パンフレット」の発行

効果等

アンケート結果に見る
有益度は90%強、市債の理解度はほぼ100%

第二部で実施した初心者向け債券投資講座についても
有益度、理解度ともに80%台半ば

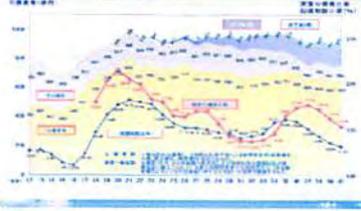
また、参加者の50%以上が、川崎市債の購入意向を示した

21

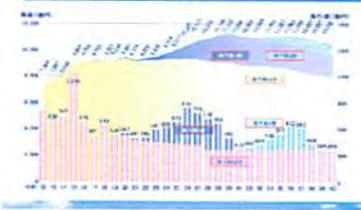
参考：川崎市の公債費負担の将来推計

平成19年度当初予算ベース

① 公債費等に関する将来推計

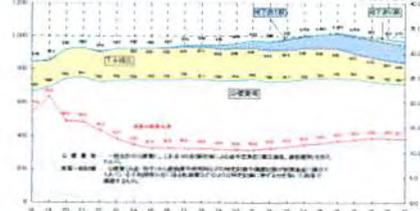


② 市債発行額・償還に関する将来推計

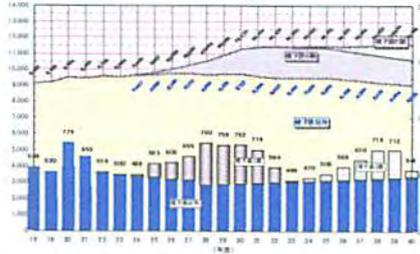


平成21年度当初予算ベース

① 公債費等の経路(実数・仮定ベース)



② 市債発行額及び償還の推移



4. マーケットとの協働

4-1 川崎市債に関する調査研究会

4-2 起債運営アドバイザー制度・投資家懇談会

4-3 地方自治体にとってのステイクホルダー

4-1 川崎市債に関する調査研究会

～今後の起債運営および市債管理のあり方について検討～
川崎市による自主的な取組みの一層の充実・強化について提言

起債運営のあり方

資金調達手段の多様化

- 市場公募と銀行等引受資金の選択、
- 八都府市による首都圏ボンドの共同研究、
- CSRへのアプローチ(環境配慮型ミニ公募債の創設)、等

流動性・商品性の向上

- 金利変動リスクの抑制と発行年限の設定、
- 固定金利と変動金利の選択、
- 投資家層に応じた商品性の多様化、等

情報収集体制・起債運営体制の整備

- 起債運営アドバイザー制度の導入
- 投資家懇談会の設置などの的確な情報収集体制の整備、
- 事務処理体制の整備、等

条件決定方式と引受体制

- 起債別に発行条件決定方式を選択(入札、主幹事、シ団交渉方式)
- シ団編成の充実・強化(定量・定性評価)
- 個別条件決定方式への移行、等

市債管理のあり方

計画的な財政運営と市債管理等の推進

- 償還能力、ストックの分析、
- 計画的な財政運営、
- 適切な市債の償還管理、等

財政状況等の公表

- 川崎市自治基本条例に基づき分かりやすく迅速に公表、
- 比較可能な財政情報の開示、
- 将来推計の公表、等

IR活動のあり方

投資家に対する情報提供活動

- IRポリシーの制定、庁内IR体制の整備、
- 投資家個別訪問、IRニュースの配信、多様なIR活動など情報提供の充実、等

26

4-2 起債運営アドバイザー制度・投資家懇談会

的確な情報収集体制の整備

【起債運営アドバイザー制度】の導入

- 目的: 市場関係者及び有識者から、川崎市が起債運営の実務面に関し、直接かつ継続的に助言や意見を聞く
- メンバー: 川崎市の主要な引受金融機関(地域金融機関・証券会社等)及び有識者を中心に構成
- 市場関係者の参加メンバーは、市債の引受に関し特別な責任及び資格を伴い起債運営に協力する
- H18年5月に設置 年4回開催



【投資家懇談会】の設置

- 目的: 市債を保有・運用する機関投資家及び有識者から、川崎市が直接かつ継続的に意見を聞く
- メンバー: 国内の主要な機関投資家(生保、損保、投資顧問、共済組合など)及び有識者を中心に構成
- H18年5月に設置 年2回開催

両会合とも議事概要は、IRサイトで公開

27

地方自治体にとってのステイクホルダー

ファイナンスにおけるステイクホルダー

機関投資家、引受金融機関等

債券価格の動向により
利害が発生
自治体の資金調達
コストに大きく影響

分権型社会におけるステイクホルダー

行政サービス水準と地域住民の地方税負担のバランスを住民自らが選択

選択を誤ると

財政破綻

住民サービスの低下

地方自治体にとって最も重要なステイクホルダーは住民

住民が適切な選択をするための情報提供・IRが不可欠